

別記様式 1

会 議 概 要 書

審議会等の名称	令和3年度 第3回 磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
担当部課名	健康福祉部 国保年金課（内線 2151）
会議の開催日時	令和3年8月12日（木）午後3時から午後4時35分まで
会議の開催場所	磐田市役所西庁舎3階 302・303会議室
出席者	磐田市国民健康保険運営協議会委員 12人 （公益代表4人、被保険者代表5人、保険医・薬剤師代表3人） 事務局職員 5人 （健康福祉部長、国保年金課4人）
議題	議事 ・ 磐田市国民健康保険税率のあり方について（答申） ・ 磐田市国民健康保険事業の現状について（報告）
配付資料等の件名	・ 【資料1】 答申書（案） ・ 【資料2】 磐田市国民健康保険事業の現状
備考	

概 要	
発言者	議事の経過、発言内容等
〔会長〕	○磐田市国民健康保険税率のあり方について（答申） 委員17名中12名の出席（委員の半数以上の出席）のため、協議会規則第6条により会議は成立していることを報告した。
〔事務局〕	事務局（国保年金課）が資料1について説明し、答申書（案）について質疑応答の時間を設けた。
〔委員〕	2の審議内容の(2)の前段で「次のとおり説明があった」とした中で、①③④で同じように「説明があった」というのは書き方を変えた方が良い。前段の「説明があった」の部分を取れば良いのではないか。
〔委員〕	3の答申で「必要な状況にあると判断した」とあるが、「判断し、以下の2点を答申する」という表記の方が答申書としては良

	<p>いのではないか。また、前段が6行1文で長いので、「税率を据え置いてきたが」より前は不要ではないか。</p>
<p>〔委員〕</p>	<p>3の答申の(1)の「令和4年度から2年ごと4回の改正により、当面の歳入不足額(約7億円)を解消する計画を基本とする」とあるが、具体的にどのように改正していくのかは細かく書かなくても良いものなのか。</p>
<p>〔委員〕</p>	<p>協議会で細かいところまで言うべきではないと思う。税率を上げざるを得ないというのが協議会の答申になる。「2年ごと4回」の表記があるのは細かく言っている方だと思う。上げ方などは、答申後に市で調整してもらうようにして留めた方がいい。</p>
<p>〔委員〕</p>	<p>2の(2)の④の令和4年度税率案で「被保険者一人あたりの平均で約5,000円、5.5%の増加になる」とあるが、表を見てもそこが分からない。</p>
<p>〔事務局〕</p>	<p>表は現行税率と令和4年度税率案を比較したもので、被保険者一人あたりの平均はこの表には記載していない。</p> <p>今年度第1回の協議会の資料で、今年の3月末の被保険者で計算すると、現行税率だと被保険者一人あたり89,247円、改正案だと一人あたり94,181円となり、4,934円、5.5%の増加になることをお示しした。一人あたり調定額を表の下に加えることはできる。</p>
<p>〔委員〕</p>	<p>4の附帯意見の(3)の「被保険者の負担感に配慮した柔軟な対応」とあるが、「税の減免等柔軟な」という具体的な表記にすることは可能か。</p>
<p>〔事務局〕</p>	<p>今年度は国の財政支援がある中でコロナによる減免を行って</p>

<p>〔事務局〕</p>	<p>いるが、来年度は支援の状況が分からないので、今回の答申書に明記するのは難しい。</p> <p>全体の計画を示した方がいいという意見と、協議会の答申としては具体的な先の計画を示すべきではないという意見で割れていると推察する。提案だが、協議会の意見としては「改正すべき」という姿勢を答申書に示していただき、それを市として答申を受けた後で、市としての具体的な将来の計画を作成して協議会にお示しするということがか。</p>
<p>〔委員〕</p>	<p>前回の協議会の答申書案では、4回に分けて令和10年度まで改正していくという具体的な数値を示しているが、今回は令和4年度の税率案のみを記載している。危惧しているのは、段階的に改正をして7億円の歳入不足が現実的に解消できるのかどうか。少子高齢化が進む中で本当に解消できるのか。上げざるを得ないのは意見としては一緒だが、附帯意見の(4)の「特定健診受診率及び特定保健指導実施率向上の取組をさらに推進し」の文言があるが、健康な人をどう増やしていくかという部分を附帯意見の中で盛り込んでもらえたらいいのではと思う。</p> <p>「2年ごと4回の改正により、ただし」の文言が入っているということは、令和4年度以降は見直しがあると解釈すればよいか。</p>
<p>〔事務局〕</p>	<p>7億円の歳入不足を将来解消できるかという点は、県が示す標準保険料率にすれば赤字はないということなので、現状の歳入不足を解消するという目標は達成できる。この先の事業費納付金はどうなるかは不明確なので、毎年この協議会で協議いただきたい。次の改正年度となる予定の令和6年度の税率についても、今回と同様に市から諮問をして協議会から答申いただくことを予定している。</p>

	<p>また、具体的な保健事業や健康増進のやり方をここで個別具体的に書くのは難しいので、次回以降で協議いただきたい。</p>
〔委員〕	<p>事務局の提案で良いと思う。細かい計画まで入れて答申するのはそぐわないと思うので、「2年ごと4回で改正すること」までは言って、その後で市議会に諮るに当たって、実際の結果を示してくれるというのであれば良い。</p>
〔事務局〕	<p>答申をいただいた後、市として議案を通さないといけないので、具体的にまとめたものを協議会にもお示しするということになる。</p>
〔会長〕	<p>今回が答申内容の最後の協議になるので、委員の皆さんからご意見をいただきたい。</p>
〔委員〕	<p>特に意見はない。</p>
〔委員〕	<p>細かいところまで協議会で決めることではないと思う。</p>
〔委員〕	<p>税率改正することについて異論はない。</p>
〔委員〕	<p>答申の仕方はこれでよい。被保険者にとっては大変な負担ではあるが、税率改正で赤字7億円を減らしていくという答申でいい。</p>
〔委員〕	<p>文章全体が非常に丁寧で、現状の部分や附帯意見の部分で重複した表現がある。できれば削れるところを削って、シンプルにしたらどうか。</p>
〔委員〕	<p>話があった2の(2)の④の表記と税率案の表が合わないのは</p>

	不自然だと思うので、分かりやすくした方が良い。
〔委員〕	文章の書き方はともかく、これまでの議論の内容が分かればいいので、答申書としてはこれでいいと思う。
〔委員〕	答申書としてはいい。あまりきっちり説明するのではなく、かつ附帯意見として補助が入っている。資産割が高いというのが表を見るとよく分かる。それを減らすとその分が所得割にいくのも分かるので、それを踏まえて改正しているということで良いかと思う。
〔委員〕	7回の会議を答申書にまとめられたということで、この内容でいいと思う。答申の記載方法については、市のやり方に沿っていただければ良い。
〔事務局〕	いろいろな意見をいただきありがとうございました。表の書き方など修正する部分は修正させていただき、会長に市から確認させていただいた上で、最終の答申書とさせていただきたい。
〔会長〕	この件については、私に一任していただくということでよろしいか。
〔委員一同〕	異議なし。
	<u>以上で意見質問がなかったため、今回の審議を踏まえて、8月20日に会長から市長へ答申をすることについて同意を得て、審議を終了した。</u>
〔事務局〕	○磐田市国民健康保険事業の現状について（報告） 事務局（国保年金課）が資料2について説明し、国民健康保険

	<p><u>事業の現状について、質疑応答の時間を設けた。</u></p>
〔委員〕	<p>国民健康保険証は、社会保険と異なり毎年更新されるため、手数料等の費用が多くかかっているのではないかと。マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになれば改善されるのか。</p>
〔事務局〕	<p>マイナンバーカードの保険証利用は、当初今年3月からの運用予定だったが、トラブルがあったため国として10月からの本格運用に先送りされた。当面はこれまでどおり、発行させてもらうことになる。</p>
〔委員〕	<p>医療体制的にも活用は現状困難である。マイナンバーカードが保険証として個人利用されるのはまだまだ先だろう。</p>
〔委員〕	<p>事務的には楽になるが、保険証の更新期間が長いと不正利用につながる場合がある。医療機関としては1年毎の更新の方が良い。</p>
〔委員〕	<p>資格証明書、短期被保険者証の発行状況が減少している理由はあるのか。</p>
〔事務局〕	<p>資格証明書、短期被保険者証いずれも国民健康保険税の滞納がある方に発行しているものだが、収納課と連携し、証の更新時に納税相談の案内をするなどの対応をとることで、減少につながっている部分がある。</p> <p>市町の取組に対して国が交付金を交付する保険者努力支援制度においても、収納率の向上の取組に対する指標があり、磐田市は県平均と比較して大きく加点されている。</p>

〔委員〕	医療費通知が2か月に1回と年6回発送されている。費用もかかると思うが、回数を減らすことはしないのか。
〔事務局〕	医療費通知は、医療費の額等をお知らせすることで、自身の健康と医療に関する認識を深めていただく目的で発送している。確かに発送費用もかかっているが、医療費適正化のため年6回での実施で考えている。
〔委員〕	ジェネリック使用率が増加しているのは、ジェネリック差額通知の発送が影響しているのか。
〔事務局〕	令和2年度は、ジェネリック使用率の低い年代である40歳から44歳までを対象に発送した。少なからず使用率の増加につながっていると考えている。
〔委員〕	ジェネリック使用率の市の目標は何%なのか。
〔事務局〕	国の目標値である80%は達成しているので、今後も維持していきたい。
	<p>以上で意見質問がなかったため、審議を終了して閉会した。</p>